

2022年6月1日から

小児慢性特定疾病の医療受給者証の 指定医療機関の記載が変わります

- 2022年6月1日以降、宮崎県が発行する医療受給者証には、
「個別の指定医療機関の名称」ではなく「各都道府県・中核市等の指定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載します。
- そのため、「各都道府県・中核市等の指定する指定小児慢性特定疾病医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関（※）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

（※）医療機関が「児童福祉法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市・中核市のHPにおいてご確認ください。

2022年5月31日まで

医療 受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	〇区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	〇区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	〇区□□3-1

駅前になんかできた薬局を利用したいけど、手続きが必要…

2022年6月1日から

医療 受給者証	「各都道府県・中核市等の指定する指定小児慢性特定疾病医療機関」
------------	---------------------------------

「各都道府県・中核市等の指定する指定小児慢性特定疾病医療機関」だから、手続きしないで利用できる！

《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、2022年6月1日以降は、特段の手続きを行うことなく、「各都道府県・中核市等の指定する指定小児慢性特定疾病医療機関」として利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。

《指定小児慢性特定疾病医療機関の皆様へ》

- 上記取扱いにより、6月1日からは、受給者証右側に貴院の名称が記載されていない場合も、受給者証左側に記載のある疾病に係る医療費については公費(52)でご請求いただきますようお願いいたします。
- 上記取扱いに係る指定医療機関宛の文書については、後日発送いたします。
- なお、貴院が指定医療機関未登録の場合は、登録手続きを行っていただくようお願いいたします。

【問合せ先】

- 上記に関する内容及び指定医療機関申請について：宮崎県健康増進課(0985-44-2621)